

森林経営管理法第 36 条第 2 項及び第 44 条第 2 項又はいずれか一方に規定する要件（以下「要件」という。）に適合するか否かを判断する基準

三重県内の市町において、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号。）第 2 条第 5 項に規定する経営管理実施権の設定を受けようとする民間事業者及び第 43 条第 1 項により定められた集約化構想において経営管理の受け手となることを希望する民間事業者又はいずれか一方が、満たすべき要件に適合するか否かを判断する基準は次のとおりとする。

1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること

民間事業者が、以下の（1）～（11）までの項目（（1）の項目については①又は②のいずれか）のうち、当該民間事業者の事業内容に該当する項目の基準を全て満たしている場合には、本要件に適合すると判断するものとする。

【例外・留意事項】

- ・森林経営管理法施行規則（平成 30 年農林水産省令第 78 号。）第 32 条第 1 項及び第 42 条第 1 項の規定による市町村の推薦があったときは、当該推薦を受けた民間事業者については、当該推薦をもって（1）の項目の基準を満たしているものとみなす。
- ・造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身又は直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者へ請け負わせる施業も含めて判断するものとする。他者へ請け負わせる施業も含めて判断する場合にあっては、請負先が（2）から（7）までの該当する項目の基準を満たしているかによって判断するものとする。

項目	基準	説明
（1）①生産量の増加又は生産性の向上	素材生産に関し、生産量又は生産性を、5年間で2割以上増加又は向上させる目標を有していること。 ただし、民間事業者の生産量の実績が5,000m <sup>3</sup> 以上/年あり、又は生産性の実績が間伐8m <sup>3</sup> 以上/人日もしくは主伐11m <sup>3</sup> 以上/人日である場合は、当該実績以上の目標を有していれば足りるものとする。	現在の生産量の大小や生産性の高低は問わない。このため、生産量や生産性の下限等は設けない。
（1）②経営管理の対象となる森林の確保	経営管理の対象となる森林（所有権その他長期間経営し得る権利を取得しているものに限る。）の面積を、5年間で2割以上増加させる目標を有していること。 ただし、経営管理の対象となる森林の面積の実績が30ha以上ある場合は、当該実績以上の目標を有していれば足りるものとする。	「その他長期間経営し得る権利を取得しているもの」については、 ・当該民間事業者が経営管理実施権の設定を受けた森林 ・当該民間事業者が作成した森林経営計画の対象森林

		<p>・ 5年以上の長期にわたり、受託者の判断で伐採等を行うことができる契約を締結した森林のいずれかとする。</p>
<p>(2) 生産管理又は流通合理化等</p>	<p>以下のいずれかに該当すること。</p> <p>① 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいること。</p> <p>② 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷等の原木の安定供給・流通合理化等に取り組んでいること。</p> <p>③ 認定森林経営プランナーが在籍していること。</p>	
<p>(3) 造林・保育の省力化・低コスト化</p>	<p>伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗等の使用、低密度植栽、下掲の省略等に取り組んでいること。</p>	
<p>(4) 主伐後の再生林の確保</p>	<p>以下のいずれにも該当すること。</p> <p>① 主伐及び主伐後の再生林を一体的に実施する体制を有すること。</p> <p>② 主伐後に適切な更新を行っていること。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいれば足りるものとする。</p>	<p>「一体的に実施する体制」とは、主伐と再生林の両方を実施できる体制があることとする。</p> <p>ただし、主伐と再生林のどちらか一方を行わない民間事業者の場合は、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定、請負契約による発注等により一体的に実施できる体制があることとする。</p> <p>「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合には、原則として再生林を行っていること(経営管理実施権の設定を受けている森林</p>

		については必ず再造林を行っていること) とする。
(5) 生産や造林・保育の実施体制の確保	三重県内の森林において、2年以上の森林施業の実績を有し、以下のいずれかに該当すること。 ① 素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績を有すること ② 所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上であること。 ③ 林業技能士(1級又は2級)が在籍していること。	「事業実績」及び「現場従事実績等」の「3年以上」は連続していることを要さない。「3年以上」に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が林業大学校等で2年間の課程を修了し、かつ1年以上の現場従事実績を有している場合等、作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、基準を満たしているものとする。
(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等	伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。	「行動規範の策定等」には、民間事業者が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や県・市町等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む
(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策	以下のいずれにも該当していること。 ① 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第4条に基づく三重県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組を行っていること。 ② 現場作業職員等に対し、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく安全衛生教育を行っていること。 ③ 労働者災害補償保険に加入していること(一人親方等の特別加入を含む)。 ④ 以下に定める届出を行っている	①の取組の例 ・林業労働者を雇い入れた際に、当該林業労働者に対し、雇用期間、従事すべき業務の内容その他厚生労働省令で定める事項を明らかにした文書の交付 ・現場作業職員の常用化等の雇用の安定化 ・月給制度や週休2日制の導入等の労働条件の改善 ・計画的な研修実施等の教育訓練の充実 ・社会保険、労働保険、退職金共済への加入等の福利厚生の充実等の雇用管理の改善 ・リスクアセスメントの実

	<p>こと（届出の義務がない場合を除く）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出</li> <li>・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出</li> <li>・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出</li> </ul> <p>⑤ 過去 3 年以内に休業 4 日以上の労働災害又は死亡災害（以下「死傷災害」という。）が発生していないこと。ただし、死傷災害が発生した場合であっても、適切な再発防止策が定められた場合は、上記基準を満たしているものとする。</p>	<p>施、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策（労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導については 1 年以内に確実に取り組む場合を含む）</p> <p>②の「現場作業職員等」には、事業主自身を含むものとする。「安全衛生教育を行っていること」については、外部機関において必要な安全衛生教育を修了している場合を含むものとする。</p> <p>⑤の「適切な再発防止策が定められた場合」については、同種災害の再発防止策から見て妥当な内容であり、それが現場作業職員を含む組織内全員に周知されていることとする。</p>
<p>（8）環境への配慮</p>	<p>森林内における施業等が周辺環境に何らかの影響を与えるということを理解し、環境に配慮した取組等を行っていること。</p>	<p>環境に配慮した取組等の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 森林認証の取得。</li> <li>② 希少動植物の保護。</li> <li>③ 立木の適正な密度管理（間伐）による下層植生の育成。</li> <li>④ 森林作業道に起因する土砂や濁水の流出防止のための線形・施工方法等の検討。</li> <li>⑤ 生分解性オイル等の使用（使用可能な機械類の場合）。</li> <li>⑥ 林地残材の流出防止対策（伐採木を谷筋に残置しない等）。</li> <li>⑦ 作業現場で発生したゴミ類の適切な処理。等</li> </ul>

<p>(9) 人材の育成</p>	<p>上記(1)～(8)の項目の適正な実行に向けて必要となる内容を学ぶことができる各種研修・講座の受講や資格の取得等、計画的に技術者等の育成に取り組んでいること。</p>	<p>技術者等の例 みえ森林・林業アカデミー修了者、フォレストワーカー、フォレストリーダー、フォレストマネージャー、森林作業道作設オペレーター、森林施業プランナー、森林総合監理士、技術士、林業技士、林業架線作業主任者、森林経営プランナー、林業技能士 等。</p>
<p>(10) コンプライアンスの確保</p>	<p>以下のいずれにも該当していること。</p> <p>I 以下のいずれにも該当しないこと。</p> <p>①業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者</p> <p>②業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者</p> <p>③国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者</p> <p>④(6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者</p> <p>⑤その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>II 以下のいずれにも該当すること。(令和8年度末までもしくは公表期間の終期のいずれか早い方までに以下のいずれにも該当することとなることが確実に見込まれる場合を含む。)</p>	<p>①の「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。 「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。</p> <p>⑤の「その他(中略)相当の理由がある者」については、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者等とする。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者と森林所有者、民間事業者と請負事業者とで書面等により取引条件を明示していること</li> <li>・個人情報の取扱いに関する要領などを整備していること</li> </ul>	
(11) 常勤役員の設置	法人においては常勤の役員を設置していること。	法人の経営状況やコンプライアンス状況等を、役員が日常的に把握・管理できる執行体制があることを確認できる場合は基準を満たすものとする。

## 2 経営管理を確実にを行うに足る経理的な基礎を有すると認められること

項目	基準	説明
経理的な基礎	<p>次の両方を満たしていること。</p> <p>① 直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること。</p> <p>② 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を、他と分離できること。</p>	<p>①の「経理状況が良好であること」については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の場合、直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと(債務超過でないこと)及び直近3年間の経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額)が連続してマイナスとなっていないこと。</li> <li>・個人の場合、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはならないこと。</li> <li>・これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。</li> </ul>

